

第二十七回国
参議院商工委員会會議録第五号

昭和三十三年十一月九日(土曜日)午後
一時二十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

小澤久太郎君
小幡 治和君
大谷 賛雄君
古池 信三君
小瀧 彬君
小西 英雄君
西川弥平治君
高橋 衛君
海野 三郎君
岡 三郎君
島 清君
松澤 兼人君
梶原 茂嘉君
河野 謙三君
大竹平八郎君

衆議院議員

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

公正取引委員
會事務局長
通商産業
政務次官

坂根 哲夫君
小笠 公昭君

前尾繁三郎君

中小企業庁長官 川上 爲治君
中小企業庁 振興部長 今井 善衛君
事務局長 常任委員 小田橋貞壽君
會專門員

本日の會議に付した案件

○中小企業団体法案(内閣提出、衆議院送付)(第二十六回國會継続)

○中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(第二十六回國會継続)

○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(第二十六回國會継続)

○委員長(近藤信一君) これより委員會を開會いたします。

一昨日の午後から本日午前まで數回にわたり、委員長及び理事打合會を開き、本委員會の運営につき協議いたしました。右の打合會におきましては、主として中小企業団体法案に關して社會黨、緑風會、及び大竹委員から非公式に修正意見が述べられ、これらについていろいろ協議いたしました。が、団体法案等についての質疑はまだ残っている。で、本日午後委員會を開くことを決定、その後の委員會運営については、後ほど協議することにして、ただいま開會の運びに至った次第であります。右御了承願います。

それではこれより議事に入ります。前回に引き續き中小企業団体法案、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の

整理等に関する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○岡三郎君 私は前回の岸總理に対する質問がまだ不十分なので、本来總理の出席を願つて質疑を続行したいと思ふのですが、總理には都合があるといふことで、やむなくという失礼ですが、前尾通産大臣に質疑を行いたいと思ひます。昨日も予算委員會においてこの中小企業団体組合法についての質疑は行われたと思うのですが、そのときに公共の福祉とは何ぞや、こういう質疑が出て、それに対して通産大臣が御答弁なされておるわけですが、十月二十二日の岸總理の強制加入の問題についての質疑について、阿部委員に対して、憲法において營業の自由が保障されていることは知つてゐる、しかし、その自由も無制限なものでなく、公共の福祉に反する場合には制限してよいのだ、少數の員外者のために業界全体が危殆に瀕するようになるときは加入を強制してもいい、こう言つてゐるわけですね。私は公共の福祉とは一体何であるかという点について、もう一点當委員會において通産大臣の明確なる一つ定義をお願いしたいと思ふのです。この法案全体に流れてゐるものは非常に抽象的な語句が多いわけですが、そのために運用いかんによつては憲法の違反の疑いがあるといふことを、公取の横田委員長も言つてゐるわけだし、

合憲か違憲かという問題ではなくて、運用によつて非常に危険の面が多しい。しかも、その運用にまかせられるところは、政令が多くて、しかもこの本文の内容自体について非常に抽象的な語句が多い。その抽象的な語句が多いのは至るところに見られますが、第九条においても、「取引の円滑な運用が阻害され、」とある。どの程度に阻害されるのか、さっぱりわからぬ。「その相当部分の經營が著しく不安定となつており、」その相当部分とは一体何ぞや、まことに解釈によつては、いづれにもとれるような字句が多い。「又はなるおそれがある場合に限り、」なるおそれがある場合とは一体どういふことか、第九条の商工組合を設立する場合の理由の表現においても、非常に不明確な字句が多い。そうすると、運用いかんでは、これはどつちにでもなるといふふうに考えるのも無理でないと思ふ。そういうふうな点で、まず最初に公共の福祉というのは、一体どういふふうに大臣は考へになつてゐるか、一つ明確にお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 公共の福祉という抽象的な言葉であります。御承知のように加入命令が五十五條に書いてありますが、中小企業者の少數の人によつて、相当部分と申しますのは、半數以上といふことであります。が、そういう人の經營の安定が乱され、それがひいては國民經濟の健全な

發展に支障を生ずるといふことであります。この場合には、われわれは公共の福祉といふことに該当するものだと考へてゐるわけであり。公共の福祉という定義に十分当てはまる、かように考へてゐるわけであり。

○岡三郎君 どうもわかつたような、わからぬような御答弁ですが、今の御答弁を聞いてみると、一つの業界の中において半數以上がある少數の業者の營業の方法、その他によつて被害を受ける。そういうふうなときには、それができぬようにして、業界全体の利益をはかり、それがさらに國民經濟の健全な發展を促すものであれば公共の福祉だ、こういうことですが、具体的に事例を引いて、一つその点をどういふ場合にはこうだと言つてもらへば、本員も納得します。たとえばこういう場合はこうだといふふうに一つ御説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 具体的に言へといふことですが、お説のように、すでに中小企業安定法で幾多のそういう事例を見ているわけであり。失業業者が繰出して社會不安を起すとか、あるいはダンピングによつて輸出の混亂を起している。こういうような場合は、はつきりこれに該当するものと思ひます。現在の安定法の運用におきまして、大体その実例といふものはあるわけであり。もし、具体的に御必要であれば事務局から説明いたさせます。

○岡三郎君 それでは中小企業庁長官の方に大臣の顔が向けられたようです。今大臣が答弁した順序がありますね、こういうふうな段階で、それが国民経済の発達に云々と、それで今輸出のダンピングの問題とあるわけですが、私個人の考えとしては、輸出の面についてはそういう部分は相当あると思いますが、そういう部分にやなくて、たとえばこの間の発言によると、堀原委員の質問に対して総理は環境衛生法に関するものも将来これに統一するように考慮する、こういうふうに言っているわけですね。だから環境衛生法の例をとって、たとえばふろ屋ならふろ屋、床屋なら床屋というものをこれを将来統一するといふのなら、それを具体的にその事例をもつて一つやってみてほしいかと思うのです。どういふふうになるのか、将来一本にするということをはっきり言っているのだから。

○政府委員(川上爲治君) たとえば食肉ならば食肉の販売業者につきまして、この業者が非常にたくさんありまして、しかも、それが非常に競争をいたしまして、そのために倒産するものが方々に出てくる、それを放置いたしませんという、失業者もどんどん出てくる、ひいてはそれが国民経済という大きな面から見しても非常にマイナスイメージな、そういう場合におきましては、やはり該当する問題になつてくるのではないかと思うのであります。

○岡三郎君 それはふろ屋の場合にもそういう論ですか。

○政府委員(川上爲治君) ふろ屋の事情につきましては、私も十分存じて

おりませんが、これは別ないろいろな規定によりまして、たとえばその距離を制限するとかいうような問題もあるようでありまして、そういう方面である程度調整できるのではないかと、ふろ屋に考えますが、しかしながら、ふろ屋というものが非常にやはりたくさんあって、そのために非常に競争をして、そしてなかなか方々で倒れたりするといふようなものが出て参りますれば、やはりこういう事態に該当するのではないかというふうに考えておるわけでありまして。

○松澤兼人君 関連して。今川上長官からお話がありました。しかしこれは長官のお言葉とも考えられないのです。それは別に出しておられる小売商業特別措置法でありましたが、あの中での市場の規制を最初は考えておられる。ところが、市場の規制ということ

は憲法に抵触する疑いがありまして、それで市場を許可制にはできなかった。届出制をとるようになった。しかし、市場業者は乱立して参りまして、あなた、あるいは通産大臣もおっしゃる通りに、大へん困つておる実情がある。ですから市場の設立については許可制にしてもらいたいというところが非常に強い要望だつたと思うのです。ところが、これは憲法に違反するといふ疑いがあるといふことで許可制をおとりにはならないで届出制とされた。ところが、業者は届出制という

ことは不満だ、あくまでもこれは許可制にして規制してもらいたいといふ強い要望がある。それでもしあなたのおっしゃつたようなことがそれでありますとすれば、憲法違反ということになる。あれが

し憲法違反であつて許可制を採用できないといふことであれば、今おっしゃつた食肉業者であるとか、あるいはふろ屋といふことも同一のケース、結論になつてくるかといふふうに思うのですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(川上爲治君) 私どもの方としては、この法案によりましては営業の許可制というのとはつていないわけでありまして、先ほどお話がありました市場の問題につきましては、これは営業の許可制にするか、あるいはほかの方法で措置ができるかという問題をいろいろ検討しましたが、市場の許可制といふようなことになりまして、これは、やはり営業の許可といふようなことになりまして、言いかえれば新規開業についての許可といふような問題になりますので、やはり憲法上いろいろ問題がありまして、そこで何か調査をする方法はないだろうかといふことを考えました結果、登録制といふものを採用いたしておるわけなんです。その問題とこの問題とはやはり私どもの方の考えは一本であるわけでありまして、この法案によりまして、営業の許可制といふことを私どもとしましては考えておるわけではないのであります。

○松澤兼人君 もう一つ、この法律ではもちろん許可制といふことはつていない。岡君が質問されたことは一体公共の福祉といふことはどういふ問題であるかといふところから、たまたま食肉の話が出た。たまたまふろ屋の話が出た。私から見た市場の問題を出した。その淵源するところはどこにあるかといふは、これが果して公共の福祉であるかどうかといふところであつて、市場の場合は規制ができない。つまり許可制は採用できないということ

は、やはり憲法で規定しておる公共の福祉といふ、それに抵触するのではないかと、その心配があるから、届出制といふことに現在なつてゐる。それと同じように一部の業者の過当競争といひますが、それ自身が果して公共の福祉といふ憲法の規定に該当するかどうか、こういうことが問題になるかと思ふのです。この点はいかがですか。

○政府委員(川上爲治君) この法律案によりましては、この業界の大部分のものが、過当競争によつて非常に不況な状態に陥つていて、しかもその倒産とかそういう問題が起きそうである、また現に起きつづつあるといふような場合におきまして、それを放つたらかしらねばならぬ、と、どんなその倒産が起き、また同時に失業者も起き、しかも、それがひいては全体の、たとえば一般の消費者に対しても、あるいはまた、全体の経済に対しても、その影響を及ぼす、あるいは悪い影響を及ぼすといふような場合におきまして、初めて加入命令とか、あるいは調整命令とか、そういうものが出るわけでありまして、私どもとしましては、そういうような事態になりまして、場合合は、やはり公共の福祉のために、こういう措置をとることが妥当ではないかと、これは憲法違反ではないといふふうに私どもは考えておるわけでありまして。

○岡三郎君 私は合意、違憲の論におきましては、戦車の特車といつてやつておる時代に、この間の一種の田上教授が言つておる通りに、疑いがあるけれども事例が具体的に出てこない場合におい

ては、それは最高裁に違憲訴訟ができない。だから疑いがあるても、それは違憲とは言えないのです。合意なんです。今の建前から言へば、われわれが政権を担当すれば、そのようなあいまいさは許さないと考えますけれども、今の段階は、すべてのものが何でもかんでも憲法違反であるといふ疑いがあるものについても合意、合意で皆通してきてゐる。だから今さらここで百万言を弄して合意、違憲論を川上長官と云う意思は全然ありません。そういうことよりも、民主国会において民主憲法の厳然として存しておつて結社の自由、営業の自由といふものが明確にうたはれておる。そういう中で国会が国民の負託にこたえて立法しようとする段階において、その危険があるといひ、行き過ぎたならば、違憲の疑いが出てくると違憲のおそれがあるといふようなことを、そういう疑いのあるものを国会がやるということとは、これは差し控えるが、国会の本然の姿だと私は考えておる。そういう点は大臣はどう考えますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ほかに方法が、救済する道があればいいのであります。ただいまの中小企業安定法によりまして、結局において加入命令を現在のようなわれわれが提案しておるような制度がありませんために、あの安定法がうまく運用されておらないといふのであります。そういう実際上必要性を感じたしておるのであります。憲法上の問題もさることながら、われわれは実際の必要という面からこの点を強くお願いをしておるわけであり

ます。

○岡三郎君 それはふろ屋の場合にもそういう論ですか。

○政府委員(川上爲治君) ふろ屋の事情につきましては、私も十分存じて

おりませんが、これは別ないろいろな規定によりまして、たとえばその距離を制限するとかいうような問題もあるようでありまして、そういう方面である程度調整できるのではないかと、ふろ屋に考えますが、しかしながら、ふろ屋というものが非常にやはりたくさんあって、そのために非常に競争をして、そしてなかなか方々で倒れたりするといふようなものが出て参りますれば、やはりこういう事態に該当するのではないかというふうに考えておるわけでありまして。

○岡三郎君 どうもこの公共の福祉というものがびんごないのですが、もう一ぺん伺いますが、ほかに方法がないければ、強制加盟もまあむを得ないと、こういう論なんです、大臣も御存じのように、五十六条のアウトサイダー規制命令というものは相当きびしいものです。この五十六条によつて、明確にアウトサイダーに対して規制命令ができる。三分の二の業者が団結して、あと員外におる者に対しては同様にこれは網をかぶせて同一行動をとらせることができる、こういうことになれば、規制命令というものは重要な内容を持つてくるのであつて、アウトサイダー規制命令を出すときに、こういうふうによれば業界というものがよくなるのだ、そういう内容を私はこの規制命令が持たなければならぬ、へにもならぬような規制命令を出して、業界が混乱し、危殆に瀕しているものを私は救済するわけに参らぬと思う。

従つて、当然商工組合が設立されて、その商工組合員が合議の末に、とにかくこういう規制命令を作つてもらいたいというこの許可を監督官庁に提出するということになれば、その規制命令によつて業界のいろいろな業務の仕方についての規制ができるわけですが、それをアウトサイダーまでそれが同一歩調でやらなければならぬように、この五十六条になつてゐるわけですが、その意味においては、この五十六条においては業界の規制というものは完璧に私はできると考える。従つて公共の福祉はこの五十六条によつて私は守られる、守り得ると思うし、私は公共の福祉とこの強制加盟というものは全然異なるものではないと思うけれど

も、しかし、私は五十六条で公共の福祉、業界の立ち直りというものができなければ、こんな五十六条のアウトサイダー規制命令なんというものは意味がないと思う。従つて、この強力なる五十六条を厳格して、そしてそれで業界の立ち直りができるというのに、公共の福祉の美名のもとに、結社の自由というものが明確にうたわれてゐるものを、なぜその強制加盟という条項を固執しなければならぬのか、それを伺いたいと思ふのです。

○国務大臣(前尾繁三郎君) アウトサイダー命令につきましては、すでに中小企業安定法におきましても規定しておるのでありますが、それでは不十分で、やはり組合の内部に入つてもらつて、そしてお互いに顔を見合せ協調を保ちながらやつていかなければ実効が上らぬ。従つて現在安定法によりましてアウトサイダー命令を出しておるものも相当あるものでありますが、それらの方々の意見はぜひこういう組合の内部に入つて規制に従つてもらいたい、こういう要望が実に強いのでありまして、また、われわれもその必要性を認めておる次第であります。

○岡三郎君 どうも私はその点が納得できないのだが、そのアウトサイダー規制命令が安定法で役に立たなかつたというところは、私はほかに理由があると思う。ほかの理由があつてアウトサイダーの規制命令が安定法においてうまくいかなかったというならば、私はわかりません。そのほかの原因は私はこれから御質問申し上げようと思ふわけですが、今の大臣の答弁から言へば、中に入つてもらつてやるのだ、そ

れもいいでしょう。しかしいやだといふのを無理に入れるわけですね。いやだといふものを無理に入れたくてもそういう人間の規制ができるのだ、五十六条で、三分の二の団体ができれば、それと大臣が言つたように中に入つた方がうまくいくというのには、それはどういふことなんです。つまり四分の三なければ強制加入命令というものは出せない。だから私は団体として一つの運営をする場合に、四分の三の団体を作らなければ強制加盟ができない。それを三分の二の結集ができれば、アウトサイダーの規制命令が発せられて業界の同一歩調ができるのだといふことになれば、団体を作るためにこの強制加盟というものが必要である、こういう私は大臣の見解に立ち至ると思ふ。

これはまさしく憲法違反の最たるものであつて、初めから強制加盟を振りかざして団体を結集するということになれば、個人の自由もヘチマもない。自主的に団体が三分の二作られ、あるいは四分の三作られても、それでもなお外に出てへそ曲りがやつてゐる、こういうような状態を私はさしてゐると思ふので、強制加盟というものと公共の福祉というものは、どれだけそこに関連があるかといふことは、アウトサイダー規制があいまいなもので、これが不十分なものでも何ともならぬといふときに、初めてこれは強制加盟によつて云々といふことも、これは大竹委員の意見があつたがあるいは耳を傾ける場合もあるかもしれない。しかし、私自体はそういうことではなくて、アウトサイダー規制命令を出してその業界が同一歩調をとれる。そうではなく、大臣の、その中に入つてもらつて顔を

つき合はして、顔をつき合はそうが、つき合せまいが、とにかく三分の二で団体が結集されたら、アウトサイダー規制ができるんじゃないですか。そうしたら業界の公共の福祉は守れるでしょう。一般の国民の福祉がどういふふうになるかは知りませんが、少くとも業界においてはへそ曲りは全部規制され、それに違反する者は過怠料を取られるなり、手数料を取られるなり、場合によつては罰金も取られる、こういう状態じゃないですか。大臣の御意見は納得できないのです。強制加盟がなぜ必要かという理由にならぬです、それでは、もうひとつとはつきり強制加盟の必要性を言つてもらいたいと思ふ。

○国務大臣(前尾繁三郎君) その必要性は、ただいま申し上げましたように、現実にはその制度を必要としてゐるわけでありまして。アウトサイダー規制命令が現在われわれの予期した効果を上げられぬ最大の理由は、結局いろいろ監督なり監視というやうな問題ありましようが、それは組合の内部に入つてもらつて、そしてそれらの意見も十分聞いて納得すべくやつていくというようにする必要がある、ぜひともあるという現実の必要性から、われわれは考えておるわけでありまして。そうしてそれが憲法違反でないといふことであり、ぜひともやらなければならぬといふこの必要性から強くお願いをしてゐるわけでありまして。

○岡三郎君 どうも大臣のお言葉はまことに何かしきりで、強制加盟して、そして納得すべくやつていく、そんなことあり得るはずがないと思ふんです、私は、だから安定法においてアウトサイダー規制命令が効果が出なかつたのは、監視が不十分の点もあるでしょうが、私はほかに問題があると思ふ。だから今大臣の言つたように、強制加盟して中々納得すべく、そういうやうなことがあり得ますか。いやだと言つてやつてお前入れ、強制加盟で入れておいて中々納得すべく、そんなことありますかね。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 中に入つておれば、またその人の主張も聞き、また規制をやらなければならぬ必要性も十分いろいろ話し合ふということ、私はそれが納得されるならば、より効果を上げる、かように考えております。

○岡三郎君 私は大臣の言つておられることは、まことに非現実的だと思ふざるを得ないので、それは強制加入のことをこれは全く何というんだか、まあ牽強何とかいふ言葉がありまして、強引にこつちの方へ歩調を合わせ、たとえばこつちの方へ歩調を合わせ、たゞこつちの方へ歩調を合わせ、私は業者の方で団体をなかなか結成するにむずかしいという陳情を受けたことがある、私もそうだとする。しかし、この法律の内容もよくわからぬ中小企業者は一ぱいいるのです。その日の生活に困つてゐる人が数限りなく全国的にいます。そういう人たちにこの法の精神といふものを知らせることを、まずこの団体結集するものがやつてもらわなければならぬと思ふのです。その場合に、何の手だてでやるか

と言え、強制加入を頭の上に振りかざして、どうせお前たちは強制加入で入れられるのだから、今のうち早く入っておく方がいいぞ、こういうことで団体がかけるということになった。憲法違反の最たるものだと思うのです。四分の三結集されて、この法案でもあとの四分の一のアウトサイダー、これが強制加盟云々ということになっていくので、ところが、そうではなくてほんとうに団体結集するならば、五十六条のアウトサイダー規制命令というものを作って、こういうものをその許可を得て、そして業界が実施すればみんなが立ち直るんですから、一つ皆さん加盟して下さい、この法律の趣旨はこうですと、そういうふうには呼びかけて三分の二を得られるならば、アウトサイダー規制命令が出て、業界の同一歩調がとれるんだ、こういうふうには団体の役員が呼びかけていくのが、私はこの法律の精神であらうと思う。これが精神であらうと思う。初めから強制加盟で、そんなことを言つたつて時間が間に合わないから、ネコもしやしくしも、何もみんな一緒に初めからお札を立てて、強制命令というお札を立てて、これを全国津々浦々まなくやるということとは、これはどうも問題に私はなつてくると思う。だからそういうことではないかと思うので、結局強制加盟というものについて、公共の福祉というものの関連からいって、大臣の答弁では何人もこれは納得できない。私は直截に言へば、なかなか団体の結集が困難だという、こういうふうな点がこの底流に動いているというところを、私は一歩進めれば言い

たくなる。ところが、それをやれば憲法違反にこれが運用上問題になつて、もうすぐ憲法違反の問題を起す。ほんとうのこの呼びかけ方が、規制命令というものを施行するために、これによつてやれば業界が救われるし、助かるんだ、そうして皆さん三分の二集まればこれができるんだからと、こういうふうにして結集されるならば、これはいい。そういうふうにいふならば、私は強制加盟というものは実質上要らぬ。實際上強制加盟がなぜ要るのか、この理由を大臣、もう一べん言つて下さい。強制加盟の要る理由がわからぬ。○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいまのお話の通り、これを振りかざしてやるということとは、私も考えておりません。それよりは、あらゆる手段を尽して、そうして最後にこれより方法がないという場合に使うわけでありまゝるから、これを振りかざすということとは、私はもちろん考えておりません。○岡三郎君 憲法違反ですよ。○国務大臣(前尾繁三郎君) ただ先ほど来申し上げておりますように、アウトサイダー規制命令だけでは不十分であります。○岡三郎君 何で不十分なのか、その理由を言つてもらいたい。○国務大臣(前尾繁三郎君) 現実の問題としてその効果が上つておらぬ、効果が上らぬ、それはやはり内部に入つてお互いに納得せずであり、その規制に従うというためには、内部に入つてもらわなければならぬという必要性を申し上げておるわけです。○岡三郎君 いや、それならば大臣の言葉で言わせれば、アウトサイダー規制命令は、これでは要らぬということ

ですか。要らぬということですか。アウトサイダー規制命令というものが役に立たないから、安定法においてもだめだつたんだから、これは役に立たぬ、こういうお考えですか。その点を一つはつきり伺いたいと思ふ。○国務大臣(前尾繁三郎君) 安定法におきまして、アウトサイダー規制命令を出しているものと出してないものとあります。従つて私は段階を追つて、そうして最終の段階にこれを使ひ、それ以外の場合におきましては、アウトサイダー規制命令で十分の場合にはそれでいく、こういうふうには考えておるのであります。これは最後の手段といふことになると思ひます。○岡三郎君 頭のいい前尾さんがあつて、この答弁をしていくんですから、いかにこれが無理な法律であるかということとを私は露呈しているものだと思うんです。だつて、実際問題として、これはあとでやるんだ、強制加盟の方でできない場合にやるんだと、こう言つていく。しかしこれは理屈になります。が、結社の自由の方が重いんだということとは、これはもう商人が全部認めていくんです。結社の自由を侵すことは憂いがあるというので、アウトサイダー規制命令でやれる、アウトサイダー規制命令というものは、団体は三分の二ですから、四分の三より早目に私は発動できるということとは、この法律を見れば、だれでもわかつていふと思います。だから私は強制加入というものは最後の手段だ最後の手段だ、あなたの口でいへば、最後の手段の次に、アウトサイダー規制命令が出てくるようなことをおっしゃいますが、その点ほんとうですかそれ。そんな運用

はありつけないじゃないですか。○国務大臣(前尾繁三郎君) あと先という関係ではなしに、選択的であることは事実であります。事の重大性というところから申しまして、やはり最終の手段といふふうには考えるべきじゃないかと思ひます。○島清君 関連をして、いろいろと御答弁のうちに、あとでまたお聞きしたいと思ひますけれども、今、大臣の御答弁のうちにから確認しておきたいと思ひます。この強制加入の問題について、非常にしつこくお尋ねをしておりまゝる理由のものは、とにかくいやる人を無理に強要することもあるまいじゃないかということですか。そこで、今あなたの御答弁では、加入する意思のいかんにかかわらず、国家の意思によつて、強要をしなければ公共の福祉を守ることはできないと、こうおっしゃる。ただいまの御説では、この規制命令だけでは命令の実効を期することはできない。そういたしますと、私は今大臣が考えておられますところの、国家意思によつて、命令という強い要請をされまゝる場合に、それが実効を期することができないという、権力の坐にすわつておられますところの大臣の御答弁といたしますと、一体その国家の命令というものは、冬の寒さに、シャツを着て、洋服を着て、オーバーを着なければいけないものであるか、積み重ねなければいけないものであるか、私は国家意思というものは、こういう形で、一つ業者に、公共の福祉のためにこういうふうなことをやつてもらいたいという

ならば、私はいかなる形でありましょうとも、国家の意思によつて業者に要請をされた場合には、これは一つで私は国家の意思は通るものであると考えておる。これが寒い場合に、いろいろのものを着なければ寒さが防げないといふようなものではないかと思ひますが、この命令の持つておられますところの強制力、この内容について御説明をいただきたいと思ひます。○国務大臣(前尾繁三郎君) 強制力の内容といふことは……○島清君 強制命令ですね、加入命令です。これは今、岡委員は、必要はないじゃないか、自由でよろしいじゃないか、その次に規制命令といふものがあるから、それでよろしいのではないかと、こういう考え方、しかしながら大臣の御答弁は、加入命令を出しておいてそこを上手にうまくやる。まあそういうことなんですか。ところが、さうに岡委員は、さらに規制命令というものがあるから、そんなものは必要はないじゃないか、こう質問をしたんです。ところが、大臣は、いや、それはそうであるけれども、しかしながら規制命令だけでは命令の実効を期することはできない、だから加入も命令するんだ、そういたしますと、私は、一体命令というものは、国家意思といふものは、その目的を達しようとするのには一本でよろしいじゃないか、規制命令では足りない、これも命令を出すんだ、加入命令も出すんだ、こういうような命令は、寒いときに、いわゆるたくさんものを着なければ防げないという種類のものではないか、一つでたくさんじゃな

て混乱等が生じないように、今の議事

いと思つておる。だからどうしても私たちが質問したいというのですから、高橋委員のはありがたいのだが、アルコール分が入つてから質問せいと言われども、そこまで言うならば、大乗的に、よろしい、あしたは日曜で天下ののに、あれだから、十一日からやろうと言われるならば、これはまことに私たちも感激にたえないのでありますが、了解をいただいで私ども行きましてから、パーティから歸つてきてからやれと言われたら（「ジュースを飲んでこい」と呼ぶ者あり）そういうよりなことを

○委員長(近藤信一君) ただいま高橋君からの御発言によりまして、島君の御発言の中に何か不穩な意見があつたと、かういふことでございしましたから、後日これは速記録を調べまして委員長において適當に取り計らいいたします。

それでは暫時休憩いたします。

午後二時十五分休憩

午後四時四十六分開会

○委員長(近藤信一君) 休憩前に引き続き、會議を開きます。

は、先ほど申し上げた言葉が適当でなくて、誤解があったと思います。加入命令を出します場合と規制命令を出す場合と、規制命令においては、中小企業安定期間においても規制命令というものがあつた。しかし、その当時においてから、強制加入というものをやらなければならないというふうにお答えになつたと思うのですが、そうではございませんか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) あるいは、

自由という重要な事項を侵犯するおそれの疑いがある法律というものは、ほんとうに慎重に考慮してもらわなければならぬ。従いましてそういう規制というものは、最小限度にとどめるべきことが、当然のわれわれの責務でありまして、そういう立場からいうと、先ほどいったように業界が不況に陥つて非常に苦しいというものを救済するためには、何といつても私は五十六条といふものがこれを実効を期することに於いて私は先達できるといふ、そういうふうなこれはきびしい法律だと思ひ

のです。自主的に調整することによつて同条云々ありまするが、一万人なら一万人あるものを全部組合に入れてどうするか、こういふふうなことは民主的な国家においては、あり得べからざるのだと私は思う。それぞれ人間の考え方というものは尊重されなければならぬ。しかし、それぞれの少数の考え方によつて多数が迷惑を受け、公共の福祉にどうしても工合が悪いという、そこにおいて初めて法律の規制というものを考えるのが立法者の当然の責任なんです。そういうことを考へていく場合において、私は少数のものを全部入れて、一万人が一万人全部入らなければ自主的規制がでないと思ふ、民主的な社会において、独裁国家、ファシズム国家においては、これは別でしよう。異論のある者も全部その中にふち込んで、そして全部を規制していくという考へ方、それを自主的調整というならば、私は何をか言わんやと思ふ。やはり多数の中において少数の意見というものを民主社会は尊重するわけなんです。しかし、それが多数のために妨害になる、多数に迷惑をかける、大きく言えば公共の福祉にどうしてもこれは反するといふときに規制していくというの、立法者の常でしよう。そういうことになるならば、私はどうしても五十六条といふものが有効に発動され得るならば、これは中小企業の諸君も必ず救われるといふふうに私は確信しているわけなんです。あと法の運用は、大臣の認可の決裁が、アウトサイダー規制命令を実施したいというのに、いつまでも判こを押さないで一月も二月もたつてし

まりというなら、これはだめだ。だから私が言わんとするのは、大臣が言うふうに考へるならば、あるいはアウトサイダー規制命令の五十六条といふものを有効なようにさらに整備する、もしもそうして法違反をしてはばからないものがあつたならば、それこそそれを何とか処置するよな方式といふものを厳格にすべきであつて、民主国家においては少くとも結社の自由といふものを、こういうものを運用する場合において、非常に侵す心配が起るよな事項に對しては、これはお互い相互において避けよう、その避けることによつてさらに工合が悪いといふことならば、次期国会においてそういう具體的な事例の中において、強制加盟といふものはこういうことなんだと明確に大衆にわかつた時において、これをさらに一歩前進するといふことになるならば、具體的な事例の中においてわれわれもさらに再検討するといふことにおいてはやぶさかではないと思ふ。しかしどういふ事態が起るかどうか、それを明確に大臣が具體的な例の中で言わないで、そうしてアウトサイダーだけではうまくいきやうもない、こういうふうな自信のないことをいつておられますけれども、五十六条で私は相当どころではない、やり方によつては非常にきびしいものだと思う。それをあえて自主的規制といふ美名にかくれて全部一万人入れなければ仕事ができないうな、そういうファシズム的な考へ方を私は避けてもらいたいと思ふ。そういうふうな点で私は先ほど言つたように、アウトサイダー規制命令といふものによつて公共の福祉といふものが守り得るのだ。しかも、入りたくない者

を無理に号令をかけるためには、四分の三の団体の結成を持たなければならぬ。それならば三分の二の団体の結成といふものを促進して、その中においてアウトサイダー規制といふものはこうなんだと、こういうものをみんながやれば、あまのじやくも、へそ曲りも全部これに従つていくのだ、だから業界といふものはしつかりした調整規程をお互いみんなで作つて立ち直るよりにしようじやないかといふので、団体を結成する運動を起せば、これは私は本筋だと思ふ。ところが、甚周伝るところによれば、強制加盟がなければどうしてもいかぬといふその理由がどうしてものかわからぬ。自主的といふことをいつておられますが、私はここで要約いたしますが、どうしても立法上の建前からすれば、憲法上に支障があるといふやうな問題は避けて、別の方法でできるならばそれでやつてみる、それでやつてみてさらにそれで工合が悪いならば、次期国会において、それこそ将来においてそういう問題を検討するといふことになれば、われわれもやぶさかでないが、私は政府の考へは順序を転倒しておると思ふのです。私はそういう意味において強制加盟といふものを固執する必要はないと思ふ。もし固執するとなれば、先ほど私が言つたように強制加盟といふものをお題目、にしきのみ旗にして団体をまとめるという非常の場合に出てくるのじやないか。そうしなければそれは個人の自由を奪うといふ形になるから、これは憲法違反が明確になるのじやないかといふことを言つておた。その点について大臣は御検討があつたと思ふのですが、そういう場合において憲法

違反になるかならないか、それは御答弁を明確に願ひたいと思ふ。
○國務大臣(前尾繁三郎君) 加入命令は、ただいまお話しした通り、非常に少数の人のために多数が倒産にまでいつておるといふやうな非常事態であります。その意味では私は公共の福祉といふことに十分該当すると言つておるのではありません。
それから憲法問題、先ほどの休職前の御質問に對しましては、これはどうも憲法の問題ではありません、別に犯罪行為といふわけではありませんが、われわれとしましては十分その趣旨を徹底して、行政上そういうことのないように十分注意してやつて参りたいと思ひます。
○岡三郎君 行政上どういふふうに注意したいやうなのか、具体的に教へてもらいたいと思ふわけなんです。つまり団体を作るために強制加盟といふものが必要だ、こういう論が一面においてあるわけなんです。その場合にそれは強制加盟だから入れといふふうにいふことは法律的に違反じやないかと大臣は言われたが、私は少くとも基本的人権に觸れてくると思ふ。それでなければ四分の三という規定をここに設ける必要はないと思ふ。四分の三の組合員があつて初めてその強制加盟といふことが実行される。ところが、大臣はそういうことは言葉の問題であつて、行政上注意してやればよいのだ、そういう簡単なものじやないか、私はそういう簡単なものじやないかと思ふ。
○國務大臣(前尾繁三郎君) それは決してその相手方が加入するかどうかといふことについては、何ら自由を奪つておるわけではなしに、それは自由

拒否することもできるわけでありまして、憲法違反のやうな趣旨のことを言つておるといふ問題であります。それが直ちに犯罪行為とか何とか、そういうことではないと思ひます。しかし、これはもう十分趣旨の徹底をはかり、そういうことのないやうにといふことは、十分これは一般の民衆の方にも明らかにしておけば、やはりそういうことにひつかかる心配はなくなる、かように申し上げておるわけであります。
○岡三郎君 運用によつてやられるといふのですから、これ以上それは申し述べませんが、これは何といつても具體的にこの法律において衆議院において修正された認証といふ言葉、認証といふ言葉によつて届け出ればこの強制加盟、逆に言えばやらなくともいい、こういうことを言われておるのです。が、それならば、なおさら私はこういう疑義のあるものについて明確にしてもらわなければならぬと思ふ。運用上誤まるということによつて憲法の疑義を生ずる、こういうことになれば、われわれの立法する立場から言へば、そういう危い種といふものはまかないのが、民主国会の建前だと私は思ふ。そういうふうを考へて、私は五十五条といふものはどうしてもこれは危険な問題であるといふふうにしばしば言つてきたわけなんです。ところが、どうしてもこれを固執するといふことになるならば、私はどうしてもおかしい。それでやらなければ何ともほかの中小企業の方を救ふことのできないといふ論議を大臣は私に教へてくれない、聞かしてくれない。自主的規制に待つて、こう

○國務大臣（前尾繁三郎君） 現実問題

○岡三郎君 今の大臣の答弁の言葉の

○國務大臣（前尾繁三郎君） 私の経験

○岡三郎君　今の答弁はまことに重要

ふりになれば、大臣が言っていることと

ろが、今の大臣の答えて言うと、アウ

集をはかるのが常道であつて、加入命

なことになりますと、結局調整ができ

合に行き過ぎのおそれがある。

は、それに賛成する反対するは別として

の組織法を可決してもいいというほど

審議に五年かかっているというじやな

も一緒にあらゆるものを強制加盟する

○國務大臣（前尾繁三郎君）御承知の

そうして十分検討の上で、こういう制

いけば、秘は業者も守れる、公共の福祉も守られる。それを自主的という名前に、おいて全部入らなければうまくいかぬ、そうしなかつたら業者が救え

ぬ、それがわからぬです。私、目的とやっていることと違ひ。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 規制命令の場合には、先ほど来申し上げましたように、大企業が非常な圧迫をしておる、あるいは中小企業者がいろいろ部外でやっております場合には、いわゆる組合の自主的調整の能力がないという場合であります。組合に自主的調整の能力がある、そうしてそれを乱しおるものは中小企業者であるというところでありますから、内部に入つては、その自主的調整に服してもらうという点が必要だと言つておりました。その点は、明らかに公共の福祉を害するものだという場合には該当すると、私はかように考えております。

○岡三郎君 その点が幾ら言つても……四分の三です、調整命令を出す場合は、ところがたとえ四千八の業者があるとする、四分の三だから三千人を集めなければ調整命令を出せぬわけですよ。ところが三分の二ならばもっとその内輪でいいわけですね。そうしてその目的を貫徹するために仕事ができる、そうでしょう。調整命令の場合には、よくよくでなければそれはやらないと言つてゐるわけでしょう。だから幾ら大臣がどう御答弁なさろうとしても、業界を助ける、そうして公共の福祉を守ると、それならばアウトサイダー規制命令というものができると、三分の二で、つまり三千人の中で二千八人入ればできるわけですよ。それを四千八の中で三千八人入らなければ強制加入ができないものを固執して、そんなことを一々考へてゐるよりも、それこそ民主的に三千人の中で二千八人集まつたならば、この調整規程が

できるのだと、こういうことを業者に徹底して、そうして共同利害の上に立つて、理解の上に立つて、こういうふうな業者の統一方向というものが、行動としようものがおけると、これが私は民主社会における一つの一番正しい、一番すなおな方法だと思つておる。ところが、大臣はそうじゃないのだと、それではできぬと、だからみんなが入つて、お互いに話し合つてと言つて、そのためには四分の三という数が必要なんですよ、この法律では。だから私はどうしてもその点がわからぬわけなんです。自主的に話し合ひをさせると言つても、いやなものを無理に話し合つて自主的に何の話し合ひができるのですか。だから私はまず調整規程に力をして、そうしてそれによつてもなおできない場合においては、十分憲法違反の疑いが運用によつては、十分憲法違反の問題は、慎重審議すべきだと言つてゐるのですよ。それを大臣は、強制加入によつて同一業者が自主的に何と話し合ひができるよ、ということとを言つておられますが、私はこの法の精神からいへば、業者が救われるようになるためには、五十六条で同じ効果があげられると、同じ効果があげられるものを、なぜ五十五条という憲法違反の疑いのあるものを強引にこゝで主張されるのかということが依然としてわからぬのです、今までの大臣のお答えにおいては。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 加入命令を出します場合には、もとよりその前に三分の二あれば調整規程はできるわけですよ。しかし、さらにその員外者のいろいろな妨害によりまして、その調

整事業が効果を上げないという場合において、この加入命令が発せられるわけなんです。

○岡三郎君 どういう場合に効果が上らぬか、それを言つてもらいたいのだな。

○國務大臣(前尾繁三郎君) それは現実問題として、すでにアウトサイダー命令によつてその効果が上らぬという場合はもうすでに……

○岡三郎君 それは団体がまだ結成されてないからでしょう。

○國務大臣(前尾繁三郎君) そうじゃなしに、もうすでに中小企業安定法におきましては、いろいろやつておるわけでありまして、ところがその効果が上らぬというのは、結局員外者がいろいろ調整に服しないということから、より有効にその調整規程を守らせるというところにつきましては、やはり組合の内部に入つて、そうして民主的にやつていこう、また、そうでなければ効果が上らぬというところにあるわけであります。

○岡三郎君 ちよつとおかしい。今の問題重大だ。

○相馬助治君 岡委員の質問に関連してお尋ねいたしますが、岡委員として、本法が願うところの、期待するところの効果は、アウトサイダー規制一本で足りるのではないか、それは以上のような現状によると言つて事情をあげて、あなたに質問をされておるわけですよ。そこで、大臣は、これは二重の必要があるという根拠に立つてお答えをされておると思つておる。問題を見つめるために、私は角度を変えて同一の問題をお尋ねしたい。大臣はあらゆる手段を尽して、しかも効果が上らな

い場合において加入命令を出す、かように申しておりますが、あらゆる手段を尽してという、その中にはアウトサイダー規制をも含めておるよう、今の発言で承知するのですが、さうに了解してさしつかへございせんか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) そうではありませぬので、加入命令を出します場合は、御承知のように自主的調整の能力がある場合、規制命令を出します場合には自主的調整能力がないか、あるいは大企業がそれを阻害しておるという場合、その点は全然場合が違つておるわけですよ。

○相馬助治君 ですから岡君が毅然としないのだと思つておる。本法が期待するところの効果というのは、不況要件によつて商工組合が設立され、設立された商工組合がその場合によつてアウトサイダー規制を出さしめることによつてこの効果を願う、こういう場合においては、この規制命令においてその効果が十分上げ得られるではないか。その場合に憲法違反の疑いあるといわれる加入命令を二重にかぶせることは、これはおかしいではないか。それは立法技術論からおかしいなどというのではなくて、かつてあつたところの安定法その他から推して実情からしておかしいではないか、おかしくないとするならば、おかしくないとするところの具体的な根拠、理由を示して説明をしてくれ、こういうふうに大臣に聞いておるのです。ところが、大臣の方は、必要だからやるんだ、こゝろ一点張りなんです。どこが必要なのだと、こゝろ聞いておるのです。従ひまして関連してお尋ねいたしますが、憲法違反の疑いあるといわれておるところの五十五

条の規制をもあえて加へなければならぬと御決意をする政府の、理論的な根拠でなくて経済的な、本法が事実上図るところの不況要件の克服という角度から、かくかくしかじかの理由で二重の網が必要なのであるという具体的な証提、そうして事情、それらを一つお示し願ひたい。話によつては、われわれの方も考え直してみよう、あなたの方の意見によつて、あなたの方の屈すれば、そつちに考え直してもらわなくちゃならない重大な問題でございまして、とくと一つ御指導願ひたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) この自主的調整をやるのが大原則であります。大部分はそれによつてやられると思ひます。そうしてそれがなぜ加入しなかつたか、あるいは監督といふことは、結局においては監督といふことは、監視とあります。ただ単にアウトサイダーでありまして、監視については、なかなか監視はしにくい、むしろ中に入つて顔を見合はせておるということがお互いに調整が円滑に行われるということをお先ほど来申し上げておるのであります。それがあくまで必要だと申し上げておる根拠であります。

○榎原茂雄君 ちよつと先ほどの質問に関連して伺ひたいのですが、私はこれはやや重要なことだと思つておる。大臣の御説明で、員外規制命令では、従来の経験によると、十分の効果を期し得ない。従つて組合に強制加入をせしめて自主的調整を行はしめる。その方がより効果がある、こゝろ御説明であります。安定法においても、政府自体の命令、言いかえれば、国自

体の命令なんでありませう。(その通り)と呼ぶ者あり。国自体の命令が効果を上げ得ない。むしろ、自主的にやる方が効果的だと言われる御説明は、制度論として私は非常に問題だと思ふ。そうだとすれば、何がゆえに、たとえばこの案においても、員外規制の命令を用意してあるのだし、少くとも一般においては、中小企業者、員外者も、国家の命令とあらば、一応それに従うというのが、法治国の建前としては私は当然であらうと思ふ。ところが、その政府の命令、国の命令では、これはだめなんだ、むしろ組合に入ってもらつて、その規制の方がいいんだというところは、どうも納得が実にはできない。先般岸総理もその方が好ましい、その方が民主的であり、自主的であるから、その方が好ましいと言われた。この意味はよくわかります。違憲論は別として、国の命令ではだめなんだという御説明は、ちょっと納得がしかなるのではありません。

○国務大臣(前尾繁三郎君) あるいは好ましいと言つた方がいゝかと思ひます。原則としては、あくまで自主的にやつてもらふ。で、私は中小企業者自身が員外でやつて調整事業を乱しておるといふ場合には、御承知のように、組合自身が自主的調整能力がないという場合でありますからやむを得ませんし、また、これは非常に例外的なものだと思ひます。

○梶原義雄君 これらのまあ実績についてのお話があつたのでありますが、安定法においては、御承知のように、組合自体が十分自主的な調整能力があつて、しかも員外者があつて、その員外者が過度の競争をするために、その

のアウトサイダーに対して員外規制としてその組合の規制に従ひないさい、という道があつたわけですね。ところが、その道では十分の効果を上げ得ない、こゝろ御説明だと思ふのであります。私のもう一つの疑問は、国自体の命令も実はアウト・サイダーもなかなか聞かない。どういふ原因が知りませんが、聞かない。大臣はさう言われておる。さうすれば、さういふ人が組合に入れば、自主的にその規制に当然に従うであらうという想定をされる根拠がどこにあるのだらうか。組合に入つても、依然その組合の規制に従わないということがある。もちろんあり得るのじゃないでしょうか。国の命令には従わぬ。しかし、組合の命令には従うであらうと言われるその見通しの根拠ですね。私はそれを非常に実是不思議に思ふのであります。組合としては迷惑であるが、加入はけっこうであります。けれども、国の命令にもなかなから従わないようなものが、組合に入つてきて、自分たちの命令に従つてくれるというふうに簡単に想定される見通しと根拠ですね、これはちよつと不可解なんです。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 先ほど来申し上げておりますように、組合の内部に入つて、その規制をやらなければならぬ理由、あるいはその方法について参加していろいろ事情を聞き、また、監視に当りましてお互いに顔を見合して、やつていく点で、お互いに守つていくじやないかという気分になるというところは、私は自然の道であらうと思ひます。従つてその方がより規制をうまくやつていけると、かように考へてゐるのであります。

○島清君 関連して。どうもやはり大臣の答弁を承つておりますといふこと、岡委員が指摘しておりますように、非常にファッショ的な考え方があるのじゃないかと思ふのです。業者は、政府が心配されてゐる通りに、業者はこの不況をいかにして克服していくかといふことについて、それは自分の生存にかかるところでありますから、心配をしてゐるわけですね。承知をして配をしてゐるわけですね。業者は、これを作つて、強制的に組合の中に入れて、どうやつて不況を克服していくかといふことについて、業者がそれほどの知識を持たないといふことの大臣の判断といふものは、私は国民を愚弄して、業者を無知もろまいのものであるといふ断定のもとに、大臣がさういふ発言をしておられると思ふ。これは私は国民をもう少し信頼された上で発言されることをお願いしたいのであります。私が、私たちが心配をしておりまゝするの、なせいやがる馬を池のそばへ連れて行くこととするのか。(笑聲)

は持つて行くけれども、しかしながら、水は飲みませんよと言ふんです。しかしながら、大臣は、いや連れて行きますよ、飲めばいいと言ふんです。その水を飲みたくないといふのです。飲みたい人は、それはバクテリアが入つてゐるかもしれない。腸チフスのばい菌が入つてゐるかもしれない、こゝろ言ふのでありますから、だから飲みたいと言つてゐる。にもかかわらず強権をもって馬を引つ張つてきて、さうして連れて行つたならば水を飲むだらう。どうしても水を飲まざる

くぢやならぬといふことの結果、カンフル的な注射が必要であるといふことになる。そこで、待つていましたと言つて、国家の規制命令が待ちかまえてゐるわけですが、これだけで十分に用を達するのじゃないかといふことが、私たちの質問の要点です。あなたの中にいなければいけないと言ふ。商工組合の本質なり、あるいは目的なり、事業計画なり、それがわからぬからして、それをわからせるためにその強権をもつてきて、ワクの中にはめ込んだ方がよろしいとおっしゃる。これは私は、国民が不況の克服をどうやっていくかといふことに悩んでおられますので、業者の見識といふますか、良識といふますか、それをまったく無視したところの発言のように思ふのであります。この点いかがでございますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 決して無知もろまいといふような考えで申し上げてゐるわけではございません。内部に入つてもらつて、さうしてその人の主張もいろいろと主張してもらつて、(自由でいいんです。自主的に……)と呼ぶ者あり)さうして自由に入つてもらつて、さうしてみんなで規制をやつていく、こゝろいふふうな気分になつてもらふのが自然の道だと思ひます。その点を私は先ほど来申し上げてゐるのであります。決して無知もろまいだからといふ意味じやなしに、お互いに一人一票によつて主張もし、さうして議論が尽された結果、その問題については屈服してもらふ、これはもつとも民主主義の原則だと思ふのであります。(おかし)と呼ぶ者あり)○島清君 それは私は大臣が形而上学的な表現をされて御説明をなされるの

もよろしい。そうなりますと、あなたの概念と私の概念とは対立状態になるのです。しかしながら、この法律のどこを見ても、あなたのおつしやるように、このワクの中に入ればその話し合いがつくのだといふ条文がないのです。私たちは立法者なのです。それが強権以外にはないといふことなんです。しからば、さういつたような強権を発動して、いやがるものを強制加入させておいて、どこにあなたがおつしやるような期待が可能だといふ条文がありませんか。ないはずですよ。ないからこそ、規制命令といふものが用意されておるのです。だからもしこの条文の中に、この膨大な法案の中に、あなたのおつしやるように、強制加入で入れたならば、この条文のどこに大臣が期待するような救済の方法の条文があるならば、お示しをいただきたい。この条文がないとするならば、あなたは立法をするのに形而上学的な用語を使つて説明しておるにすぎない。それでは院外等の討論会においてはそれでよろしいけれども、国民をして、立法されたならば、法律が施行されたならば、いやおうなしにこゝろ守つていかなければならぬといふ立法をいたします場合には、私はやはりこれはこゝろなるであらうといふこの条文のどこにこゝろいふものが保障されておるのだ、といふことを僕はお示しを願ひたい、納得するわけにいかない。ですからこの条文のどこに、今、大臣が説明されておるようなことの規定があるか、お示しをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 規制命令

を出しますのは、組合が自主的調整の能力がないという場合でありまして、私は原則として加入命令によって団体に入ってもらつてやるという建前になつております。もとより法律の中にその少数者……たゞいま御指摘になりましたような、民主的になるという規定はありませんが、これは自然の人情というところに帰着すると思ひます。

○相馬助治君 実に重大な問題で、五十五条についてしばしば引例等が試みられて、問題の本質をとるとき離れがちだと思つてゐます。そこで、もう一度私は関連して明確にお聞きしたいことは、同委員が指摘しておりますことは、同委員の個人の疑問でなくて、私の党が疑問としてゐるところなのです。そこで私は以下のことを聞きま

す。三点についてびたりとお答えを願ひたいと思ひます。

この団体が不況要件を克服するために、商工組合を作つて調整事業を行う、そしてこの一部のひねくれ者のためにアウトサイダー規制をやる、けつこうです。こういうことをやらなければ、この法律の効果がでない、そこまではわかつた、それはけつこう。そこで、五十五条に強制加入をやるというこの目的が私どもにはわからない。そこで第一に聞きたいことは、私の見解からすると、制度的に無用ではないかというところが質問の一点です。なぜ制度的に無用であるか私が指摘するといふのは、アウトサイダー規制をする目的は、調整機能の効力を確保することによつて、この効力は五十六条で完全に確保されている。言うことをきかない者は過意金まで取られる。そこで完全に確保されておる。にもかかわら

ず、加入命令まで、強権を、そこで國權を発動するということとは、ことさらに必要はないではないか、こういうふう

に考えるのであるが、それを必要とする制度上の理由、これが聞きたい一点です。だから私は制度的に無用だと言つてゐるのです。しかるに必要だと言ふから、それじゃ制度的に必要とする理由を承わりたい。これは梶原委員も言つてゐる通りです。

第二は、規制命令は、政府が調整規程を参酌して判断してやるのでありますから、服従命令に伴う責任は、政府自身が持つてゐる。中小企業庁長官以下、中小企業庁が責任をもつてこの調整命令等についてはこれを発動するから、めちやくちやな発動はあつて得ないといわれれば推論することが出来る。しかるところ、加入命令の場合には、加入命令によつて員外者たりし者が員内者になつて、そして今度

は拘束を受けるのですが、その員内に入つて受ける拘束というものはだれがきめるかというところ、組合の決議によつて組合の意思で決定する。そしてお前はそこの辺にいないでこの組合に入れといつてぶち込まれて、入つてきた者に対する命令を、入れた政府がどこまでも責任をもつてやつていくならば、私どもはわからぬというのです。いい悪いは別としてわかるというのです。ところが、入れられたものが組合の決議に基づきめられる意思というものは、この際政府がきめる意思よりも、公正度が低いと推論しなければならぬ。大体の場合においてはそういうふうなわれわれは推論しなければならぬ。そういう

角度から見ると、この五十五条というものは私どもに言わしむれば、無用でなくて本質的に危険だと言つておるのです。無用有害論なんです。それで五十五条がなければ本法が不況要件克服ができないというなら、入れることはしないといふのです。それはアウトサイダー規制でもつてちゃんと別の五十六条でできることになつておるにもかかわらず、これは入れて、そして公正度の低い組合の意思によつて引きずり回される、員外者であるものが員内者になつたものの運命を考えると、私どもとしてはいろいろなる事態を予想して、何としても納得しがたい、これが二点なんです。

それから三点は、これは言つても言わぬでもないことなんですけれども、明瞭に言うために二項と同じことになりまふけれども言ひますといふこと、裏面的には加入命令に伴う弊害の最大のものは、ボスの支配です。いやだいやだといふものは、いやな理由にその組合の持つておる性格もありまふ。それから組合が持つておる使命その他はわかるけれども、どうもあのボスがにらみをきかして、あのボスが一人で運営している組合なんかに入つて命令なんか服したくないという個人的な感情があるかもしれない。それが國の命令によつて無理に連れてきて、そしてまた命令に乘せられてしまつたの上で料理するのならいけれど、今度は否なめずりして料理するやうなところというのは組合のボスなんです。こういうことを考えると、私どもはどうかこの五十五条の規定というものはおそろしいものだと思ふのです。

従ひまして私が聞きたいことは、制度的に無用ではないか、有用だと思ふならばその理由を問う。第二点は、本質的にこれは危険であつて無用有害論にわれわれは立つておるが、それでないといふ論議と理由があれば承わりたいといふこと、三点には答えても答へなくてもよろしいが、組合のボスの支配となつておるか思ふないか、しかと承わりたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) いかなる場合におきまして、調整規程は行われるのであります。その調整規程は政府の認可によるわけなんです。加入命令のあります場合も、ない場合におきましても調整規程につきましても、認可をするのであります。認可によつて行われるのであります。その不当な認可は絶対に行われぬようにするわけでありまふ。それで加入命令をなぜ必要とするか、調整事業は行われておるものであります。少数の員外者によりましてその調整事業が実際にまゝ円滑に行われぬという場合におきまして、初めて加入命令の問題が起る。また加入命令によつて組合内部に入つてもらつて調整規程に服してもらつて、それが、より有効で、調整規程がより行われるというその点が、必要だといふ理由であります。また、それによつて私は何ら有害な問題が起るとは考えておりません。また、この法律全体がボスの支配を排除するよりによつて、一人一票主義によりまして、また、いろいろボスの支配をしないやうな制度を設けておるわけでありまふ。さらに認証というやうな問題も

ありますので、そのためにボスの支配、あるいはどうもあれは好かぬといふ場合でありましたら、認証によつてそういう心配のないやうにという配慮も入れておられますので、私はこれが有害であるといふふうには絶対に考えておらぬわけでありまふ。

○島清君 ですから、徹底的な論争をしたいところで並行線、ちよつと話は落ちるところに落ちないと思ふのです。そこで、先刻来閣委員の公共の福祉とは何ぞやといふやうな問題に關しての明快な御答弁をいただきたい。ないわけでありまふが、そういうものの条件の一つとして貿易のダンピングが行われるおそれがあるといふやうなことが、それから失業者の統出という問題が、条件が二件ばかりあげられたわけでありまふが、通産大臣に率直にお聞きしたいのは、もちろんこれは國の施策として行ひます場合には、失業問題もあわせて考えなければならぬけれども、この中小企業対策は失業防止対策の意味をあわせて含んでおるというところですか、それとも中小企業者の安定と発展を、國家の健全なる經濟の發展のために行わんとするの

であるか、それを一べん明らかにしていただきたいと思ひます。この法律は失業防止対策の意味を含んでの法律であるのか、さらにまた、貿易のダンピングのおそれがあるといふことであるならば、先刻来閣委員が説明をしております通り、私はそれはそれなりのまた処置と方法がとられると思ふのです。一つの例としておつしやつたのでございませうけれども、私はこれは一つの例じやなく、場合によりまふと全部の例であるかもしれないと思ひます。この法律の成立を非常に熱望して推進をしております團體の人から私

○政府委員(川上爲治君) 商工組合は、これは第九条によりまして、非常に業者が過当な競争をいたしており、またそのおそれがあり、組合を作り得るものではないといふので、現にさういふような状態になつていないといふような業種につきましては、これは認可しないといふような建前になっておりますから、いろいろな事業をやつておる人たちがいろいろな大して不況でもない組合ができるはずはありませんので、さういふ組合を認めることにもなりません。

て、場合によりましては、不況要件に該当する、実態申請すると、現状におきましては、至るところに過当競争は行われておるのであります。従って調整事業をやらなければならぬ業種につきましては、私はかなりあるのじやないかと思ひます。ただ、加入命令まで出すものは必ずしも多くない。ごくわずかな場合だと思ひます。

○阿部竹松君　そうすると、四日前にお出しになった産業政策はでたらめであつて、当然、将来こういう状態があるといふことなんですね、かなりあるといふことは、そういうことであるから、かなりあるから、当然こういう法案が必要だといふことにこれは結論になりますね。これはイデオロギーとか何とかの問題でなくして、大臣のお話をそのまま解釈すると、そういうことになります。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　先般来申しております政策は、これは国全体としてよくなつていくのであります。そのことはまた一面から言いますと、こういうふうな中小企業の安定をはかつて、できるだけ心配のないようにといふのも必要だと思ひます。その間私は何ら矛盾がないと思ひます。

○阿部竹松君　一方では、昭和三十三年度の日本の産業政策といふものはこういうものであると云つて、美言麗句をうたつてわれわれに発表しておきながら、一方ではこういう条項に当てはまるものがたくさんあるので、こういうのが必要であるといふようなことについて、非常に矛盾だといふように私は判断します。しかし、その点については後刻十分大臣もお調べになつた後に討議をしたいと思ひわけですが、

それでは五十五条のこの四の項について御質問申し上げます。この四の項には「第一項の規定による命令があつたときは、その命令の対象となつた中小企業者のうちその商工組合に加入することと支障がある者は、その命令があつた日から起算して二週間以内に行政府にその旨の認証を求めることができ、以下でございしますが、この「認証」といふこの字句について、衆参両院からおいでになつた代議士、あるいは小笠政務次官等からもいろいろお伺ひいたしました。しかし、そのときの御答弁では、認証といふものはこれは簡単に申し上げれば、大体届出にひといひといふような意味の御開陳がございしました。ところが、私は、これは参議院の法制局で聞けば見解の相違だと言わ

れては困るので、衆議院の法制局の責任者に聞きましたところが、衆議院の法制局の御意見は、ここで御答弁になつた小笠政務次官あるいは小平衆議院議員の答弁と非常に違ひなものであります。こういう点について通産大臣の認証といふことに對する明解な御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　認証といふ言葉は、届出に非常に近い言葉だと思ひます。

○阿部竹松君　その近いといふことはどういふことですか。一つの法律を作るのに、そういうあいまい模範なことで法律は作ることはできませんよ。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　届出といふ言葉を使つておりませんから、多少ニュアンスは違ひと思ひますが、法律的な効果は同じといふことであります。

○阿部竹松君　届出と認証と同じだといふことですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　法律的効果は同じだと思ひます。

○阿部竹松君　そうすると、私もがこの認証を届出と修正することについては、同じであるから異議ございませぬ。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　届出といふことは行政官庁の方から認証といふことは行政官庁の方から認証といふことじやないかと思ひます。

○阿部竹松君　それ、とてももう私そういうことでは質問できません、實際、どういふ意味ですか。同じであるといふ御答弁したり、片一方は役所の方へといふことですが、届出も役所へ届出することになるのでしょうか。内容は同じである。字が違ひ。これ、どうですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　私は行政官庁の行政処分といふことが、行政行為だから認証といふふうに考へております。

○阿部竹松君　そうすると、行政行為であつても、届出と書いても何ともないのではないか。あなたも大蔵省に長いことおつて、そういう同じ文句であれば、これはおかしいでしよう。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　届出と、届け出る方の側から申す場合には届出だと思ひますが、その点については他の政府委員から御答弁いたします。

○阿部竹松君　私は、通産大臣を責める気は毛頭ないので、ほかの方の説明でもけっこうなんです。本件に關しては、劈頭申し上げました通り、小笠さんの答弁と小平衆議院議員の答弁と衆議院の法制局の答弁が違ひから、法律ができてしまつたら、われわれ立法院の手を離れて、行政府に移る。そこで、大臣の明快な答弁を願つておかなければ、あとであのときどうなりましたかといつても、われわれは回答することができない。従つて、別に、私は次官でも長官でもけっこうだが、本件に關する限りは、大臣から明快に御答弁を願つておかなければならぬし、あるいはまた最後に、法制局の発言が優先するものか、ここで話があつた大臣の答弁が優先するものか、そういう点についても明確にお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君)　これは、大臣から今お話がございましたように私もは解釈いたしておきます。要するに、認証といふのは、實際問題として、届出がありまして、それに対して証明する、認証する、こういうことになるかと思ひます。ですから、受ける方と出す方のこれは違ひかと思ひます。

○阿部竹松君　川上長官の話を聞いて事足りるのであれば、大臣にお聞きしません。あなたの答弁と衆議院の法制局の言ひ分が違ひなものです。ですから、私は、大臣にこれは明確にしてもらわなければならぬ。しかし、この次は総理大臣がおいでになるそうですから、大臣でわからなければ、総理大臣にお伺ひするといふことで保留するのであつて、あなたのようなお話を、法制局では、全々違ひます、こう言つておるのです。私の言うことがでたらめであるといふならば、衆議院の、今晩はおらぬかしらぬけれども、法制局を月曜にでも連れてきて、ここで答弁してもらわなければならぬ。どうですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　ただいま

長官から御答弁申した通りだと私は存じております。

○島清君　大臣は、今、届出の側からすれば届出だ、官庁側から見れば認証だ、それから、証明が必要だからこれは認証だと川上長官は言つておるのです。別に、戸籍謄本をとるみたいに、証明をしてもらふといふ必要はないと思ひますが、また、行政行為であるから認証である、こういうふうにおつしやつたのですが、たとえば、子供が生れて出生届を出します場合でも、これもやはり向う側から見れば行政行為なのである。そこで、今までの行政行為の中に、一体、届出といふものが認証といふ形で表現されておるものはないさうに思ひます。これは新しい概念だと思ひます。ですから、今までの行政行為の中にも、認証といふ言葉が入つてないのかかわらず、ことさらに、それは行政行為であるから認証といふ言葉に、届出と同じだけれども認証といふ言葉にしたんだといふところの特別の理由を一つお示し願ひたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　届出がありましたが、行政行為が必要である場合には、たとへば、登記でありまして、それを登録するとか何とかいふ言葉になるのだと思ひます。行政官庁が確認するといふことでありますから、認証といふ言葉を使ったのだと思ひます。

○島清君　確認といふのは、たとえば政令を出して、どういふふうにお考えになつておられるかわかりませんが、私も、要するに、島何某がこれを届出をした、ここで何か確認書みたいなのをとらなければ、これは効力を発生

しない、こういう御認定でございますか。

○政府委員(川上爲治君) ただいまおっしゃった通りであります。(「えらい違いだ」「これは重大だ」と呼ぶ者あり)

○岡三郎君 とにかく、大臣の今の答へは、届け出ることと内容は同じだと言った。ところが、証明しなければだめだ、この食い違いは明確にしてもらいたい。大臣は明確に言ったんですよ。

○相馬助治君 それと同時に、岡君の質問と同断ですが、小笠次官は、これは確認といふけれども、行政行為として届出だ、こう言ふ。届け出て確認されるまでの間にトラブルが起きた場合には、どういふことになるのか、こういうことを同僚議員のだから聞いたら、届け出た日に、それはもうその効果が現れる、こう言ふ。認定だ、こういふふうな、まことに明快な、届出をもつて足りる、子供ができたから届け出ますといふのとほとんど同断なんです。け飛ばすことのできないといふことを予想する答弁を明快に小笠次官が答弁されて、野党側のかっさいを博したわけです。こういう事態があるわけなんです。ところが、今の長官の返事は全く違ふ、この場合に、非常にわれわれは厄介だと思ふことは、行政上の位置は大臣や次官の方が高いけれども、実際に法律ができて、立法者の意思を離れて、その法律が口をきく場合には、私どもは、実質論として、中小企業庁長官の見解を重しとせざるを得ない。大臣、この食い違いは、これはどういふことになって、どっちが正しいですか。

○政府委員(川上爲治君) これは、届出が、実際の書類を提出して参りまして、それを十分調べまして、それは間違いないといふことで認定するといふことになるかと考えております。

○相馬助治君 届けて、そのトラブルが起きたら、認定の前にトラブルが起きたらどうです。届出が有効ですか。その場合、小笠次官は、有効だと述べておるのだが、そこまで拡大解釈して差しつかえないですか。

○政府委員(小笠公昭君) 認定の解釈の問題につきましては、先般の御質問に対しまして、私は、支障あると思ふ者は認定を求めることができ、府県知事に、こういふふうな条文になっておるので、この「支障がある」といふのは、だれが認定するかという点について、命令を受けた者が主観的に認定するのだと、こういふふうな話をするのが適当じゃないか、こういふお話を申し上げた。具体的に、もしそうなりまして、この認定を求めるといふ行為をしたといふことは、届出を実際するのと法律的効果は同じだと、こういふことを申し上げたわけでありまして、従いまして、いわゆるトラブルというか、途中で、たとえば一定の期限内に認定の確認といふんです、簡単な行政行為をするといふことがおくれても、効果は、もうすでに期限内に、いわゆる認定を求むる行為が、府県知事ですか、に出されておれば有効だ、こういふふうに申し上げたわけです。

あるといふのはだれが判断するのだと、こういふことになりまして、中小企業庁長官の今の御答弁では、いろいろ研究調査して、こう言ふのです。そうすると、それは官側の意図が入るのですが、小笠次官の場合には、支障あるという判定は、支障ある者自身の判断をもつて足りると、こうおっしゃった。そうすると、支障あると自分が認めて、自分が届け出たのです。そうすると、認定はいまだないけれども、認定以前に、何か員内者だとか、あるいは員外者だとしてのトラブルが起きたときには、その支障あると個人が、自分自身が法律の命ずるところによつて判断し、届出という行政的な措置に訴えておるのだから、もうその間のトラブルはあつて向う様にある、こういふふうな解釈をせざるを得ない。その点、今の次官の答へもその通りなんです。それで次官の答へは、この前おっしゃったことと全く同じです。そうして私の解釈も狂っていないと思ふのです。ところが、長官の今の説明は届出があつた、そこでいろいろ調査した結果、その届出のあつたことを確認する、調査するといふ言葉の中には、官の意思が含まれてくる、その何パーセントか、ごく微量なものであるかもしれないが、けとばすこともあり得るというふうに私は考えざるを得ない。明らかに意見の食い違いだといふふうに思ふのです。だから、その判定は大臣に承わりたい、こういふふうに申し上げておるのです。

○政府委員(川上爲治君) 私の申し上げましたのは、いわゆるその内容の調査についていろいろやるといふような意味ではなくして、届出の書類が出て参りますといふと、その書類を見まして、その書類に対して、これは認定といふのは判を押すといふことになるかと思ふのですが、そういう意味の認定だと、こういふふうに考えておるわけでありまして。

○梶原茂壽君 関連して。般風会の内部でも、いろいろこの問題についての疑問がありますので、私も確認をしておきたい。五十五条第四項の認定を求めるといふことは、商工組合に加入することと支障あると思ふ者は、行政庁にその旨を届け出で、その届け出たことの証明を求めるといふことと同様と解して差しつかえないかどうか。簡単にイエス、ノーでいい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) その通りであります。

○松澤兼人君 委員長……。

○高橋進太郎君 議事進行。

○委員長(近藤信一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記を起して。本院五十二条により散会いたします。

午後六時三十六分散会